

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容															
藤井寺保健所	<p>行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="439 535 1626 800"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>13.75㎡ φ200mm×8.0m φ300mm×2.1m</td> <td>ガス整圧器室用地 ガス管理設</td> <td>(注1) 29,120円</td> <td>平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>1.29㎡</td> <td>ESCO事業における 省エネルギー設備 の設置</td> <td>(注2) 10,780円</td> <td>平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「25,520円」のまま放置されていた。 (注2) 公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「9,940円」のまま放置されていた。</p>					種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	13.75㎡ φ200mm×8.0m φ300mm×2.1m	ガス整圧器室用地 ガス管理設	(注1) 29,120円	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで	建物	1.29㎡	ESCO事業における 省エネルギー設備 の設置	(注2) 10,780円	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。 また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年1回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>検出事項について、公有財産台帳への登載を行った。 今回の原因は、当該事務処理についての認識不足と担当者間の引継ぎが十分になされていなかったことにある。 本件を受け、公有財産事務を担当するグループ内で大阪府公有財産台帳等処理要領等の周知徹底を行った。 今後は、使用料の払込を確認した時点で公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産規則及び大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																		
土地	13.75㎡ φ200mm×8.0m φ300mm×2.1m	ガス整圧器室用地 ガス管理設	(注1) 29,120円	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで																		
建物	1.29㎡	ESCO事業における 省エネルギー設備 の設置	(注2) 10,780円	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで																		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年11月28日）